

平成29年8月1日

関係各位

慶應義塾特定認定再生医療等委員会  
委員長 大前 和幸  
慶應義塾大学医学部倫理委員会  
委員長 三浦 公嗣

慶應義塾特定認定再生医療等委員会が行う  
臨床研究として実施する再生医療等提供計画の審査等業務にかかる  
倫理審査委員会の審査および承認に関する要件について

慶應義塾特定認定再生医療等委員会（以下「本学再生委員会」）は、再生医療等を提供しようとする医療機関が作成した再生医療等提供計画について、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（以下「再生医療法」）」に基づき、適切に倫理的配慮および科学的妥当性が確保されているかどうか等の審査等業務を行っています。

再生医療法において、再生医療等提供計画を認定再生医療等委員会が審査するに際し、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（以下「人医学系指針」）に基づく倫理審査委員会による審査および承認は必須とはされておられません。

しかしながら本学再生委員会においては、臨床研究として実施される再生医療等提供計画の審査等業務に際し、その倫理性確保の重要性に鑑みて、慶應義塾大学医学部倫理委員会、またはこれに代わる人医学系指針準拠の倫理審査委員会による審査および承認を必須としておりますので、ご留意をお願い致します。

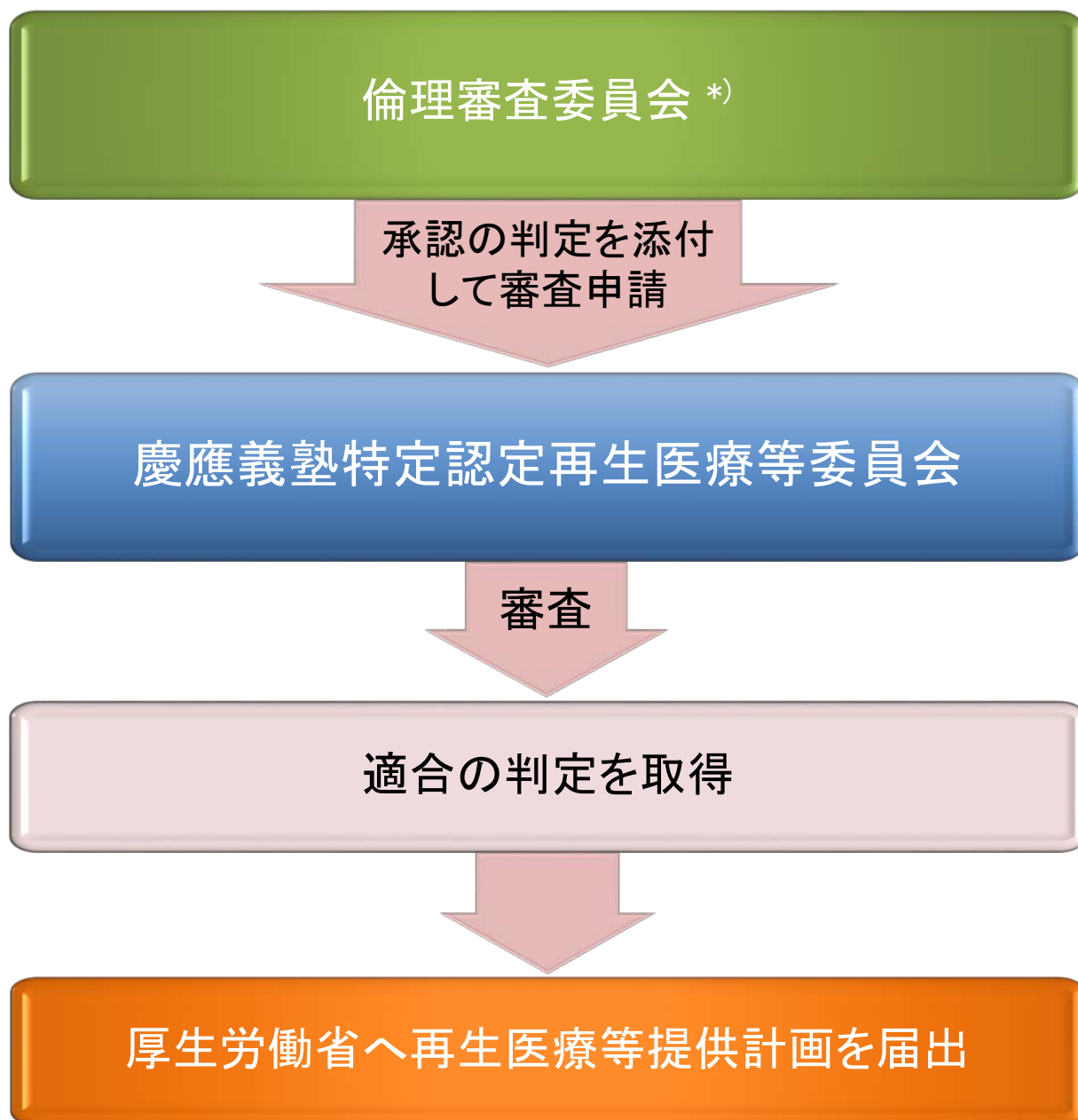
【本件に関するお問い合わせ先】

慶應義塾大学信濃町キャンパス  
学術研究支援課（研究倫理担当）内

・特定認定再生医療等委員会事務局  
03-5363-3503  
med-saisei-jimu@adst.keio.ac.jp

・倫理委員会事務局  
03-5363-3503  
med-rinri-jimu@adst.keio.ac.jp

# 慶應義塾特定認定再生医療等委員会へ 審査申請する際のフロー



\*) 本学研究者が、本学再生委員会へ臨床研究として実施する再生医療等提供計画の審査を申請される場合、慶應義塾大学医学部倫理委員会へ倫理審査を申請された場合は同時申請が可能です。

その他(本学外)の倫理審査委員会へ倫理審査を申請された場合は、倫理審査承認後に本学再生委員会へ申請いただくこととなります。

詳しくはお問い合わせください。